

ルトナニニル件

説明 代議員(是) 新后 階一

本議定ハ其程度事件効力ノ影響ニ依リ制定セラレタルモノニシテ  
其ノ理由ハ認めルモ甚ク条文漠然トシテ明ナラス從テ適用ヲ難ク  
シカ爲ニシテ惡法タルノ危険ヲ有シ合法約ニ改訂ヲ要ストルハ……  
原案通り可決

第六節 議案

健康保復法中業務之起因スル傷病 療養ニシテ事業主全額  
負担トスルコトニ改正方是勸ノ建議ノ所

説明代議員 (是) 田 虎 浩 一 決

吾ノ海軍ニ於ケル健康保復法ニ付テハ本年七月従来官費療養  
ヲ以テ病ニ居タル業務員傷病健康保復ニ依リ半ニナツテアルに非

ヨリテ規定サレタ以上止ムラ得ナク……業務上負傷ニ對シテハ  
凡テ当局カ全責任ヲ負ノカニ然テアツト奇ルコトアリ又復全額療  
ニ依リアルハ多シ事業主カ修養スル如ク現在労務者ノ業務上ニ於  
ケルハ疾病療養ヲ当局ニ負担スル様ナクハ願夏ト存シ公債下  
健康保復法ハ海軍省ヲ修訂出来ナラハ健康保復局迄懸懐シテ費  
ヒタイト思ヒマス……説明 原案 可決

第七節 議案

解僱ニ際シテ勤続加給ヲ支給セラレタリ件

説明 代議員 (是) 岡 村 白 治

二務規則第六十八條ニ職工中勤務獎勵施行方ニナルニ本条  
第六項ニ依リ毎年十二月ニ於テ加給ヲ支給ストリ……又第六十八條ノ一項ニ  
九ノ如ク各弊一ニ裁奪ノ場合ニ本条ノ各項ヲ除キ加給十日以内ヲ